

林道西谷線 1 号橋橋梁補修設計業務 特記仕様書

第1条 適用範囲

この仕様書は、鳴門市が実施する「林道西谷線 1 号橋橋梁補修設計業務」(以下「本業務」という。)に適用する。本業務に関する設計図書及び特記仕様書に定めのない事項については、徳島県県土整備部が定めた「徳島県設計業務共通仕様書」、「徳島県測量作業共通仕様書」、「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書」等を準用するものとする。

第2条 業務の目的

本業務は、鳴門市が管理する橋梁の長寿命化を図るため、橋梁点検等により変状が認められた箇所の橋梁補修設計を実施するものである。

第3条 業務場所

本業務の対象となる橋梁は、「西谷線 1 号橋」とする。

第4条 業務内容

1. 設計計画

関係資料の収集・整理を行い、業務計画書の作成を行うこと。

2. 損傷箇所の確認調査

(1) 現地踏査

既存資料の収集・整理を行った後、現地の状況を把握（損傷・劣化の程度、現況交通状況、周辺環境状況、現地調査方法、施工ヤード等）するほか、数量表の記載事項を現地にて確認すること。

(2) 外観変状調査

既存資料と現地状況との整合性を確認するほか、近接目視にて調査を行うこと。調査は全スパンについて地上、点検車、高所作業車、小型船舶、足場等を用いて行い、場合によりハンマーによる打音調査を行うなど、全体の損傷状況の傾向を把握すること。

(3) 形状寸法測定

補修設計に必要となる形状寸法について、既存図書で不明な箇所がある場合、計測可能な箇所の形状寸法を測定・確認すること。

(4) 一般図作成

現地調査結果をもとに、一般図の作成を行うこと。

(5) 損傷図作成

現地調査結果をもとに、損傷図の作成を行うこと。

(6) 報告書作成

調査業務の成果品として、現地調査、損傷状況などを報告書としてとりまとめること。

3. 補修設計

(1) 対策工法の検討

劣化原因、健全度から補修の要否を判定し、対策が必要な場合は、損傷種類や損傷要因別に要因除去を含めた補修対策工法を検討する。

工法選定にあたっては、構造特性、施工性、経済性、維持管理との整合など総合的な観点から技術的特徴、課題を整理し、評価を加えて比較一覧表を作成し選定するものとする。また、NETIS 等に掲載されている新技術について、積極的に活用検討を行うものとする。

なお、本業務での補修設計は以下を予定している。

- 1) 補修工設計(上部工)
- 2) 補修工設計(下部工)
- 3) 伸縮装置補修設計
- 4) 高欄・防護柵取替設計

(2) 設計計算

応力計算が必要となる部材等に対して、必要な設計計算を行う。

(3) 設計図作成

補修工事の発注積算に必要な設計図面を作成する。

(4) 数量計算

数量算出要領に従い各工種ごとに数量計算を行う。

(5) 照査

設計内容について、適切性及び整合性に着目し照査を行う。

(6) 報告書作成

設計業務の成果品として、成果概要書等のとりまとめを行う。

4. 施工計画

施工計画として、現地の状況、交通、支障物件等を踏まえた工程計画、施工要領、施工計画図の作成を行うものとする。

5. 概算工事費算定

補修数量、施工計画を基に概算工事費の算定を行うものとする。

6. 関係機関協議

調査設計に必要な関係機関との協議および諸手続き、資料収集および協議資料の作成を行うものとする。

7. 打合せ協議

打合せ協議は3回以上とし、業務着手時と成果納品時には管理技術者が立ち会うものとする。

8. 測量業務

補修設計に必要となる測量を実施する。

9. その他

(1) 管理技術者

- 1) 受注者は、設計業務における管理技術者を定め、発注者に届け出るものとする。
- 2) 管理技術者は、契約書、図面、仕様書等に基づき、設計業務に関する一切の事項を処理するものとする。
- 3) 管理技術者は、技術士（技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）による第 2 次試験のうち技術部門の「鋼構造及びコンクリート部門」または「総合技術監理部門」（選択科目を「鋼構造及びコンクリート部門」とするものに限る。））に合格し、同法による登録を受けている者であること。
- 4) 管理技術者は、照査技術者を兼ねることができない。

(2) 照査技術者

- 1) 受注者は、設計業務における照査技術者を定め、発注者に届け出るものとする。
- 2) 照査技術者は、設計図書に定める又は監督員の指示する業務の節目ごとにその成果を確認し、照査を行わなければならない。
- 3) 照査技術者は、技術士（技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）による第 2 次試験のうち技術部門の「鋼構造及びコンクリート部門」または「総合技術監理部門」（選択科目を「鋼構造及びコンクリート部門」とするものに限る。））に合格し、同法による登録を受けている者、または（一社）建設コンサルタント協会認定 R C C M 「鋼構造及びコンクリート部門」に合格し登録を受けている者であること。